

平成二十三年二月二十五日受領
答 弁 第 七 六 号

内閣衆質一七七第七六号

平成二十三年二月二十五日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員河野太郎君提出吉野川の基本高水計算に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員河野太郎君提出吉野川の基本高水計算に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「吉野川に関する補足説明資料」の三ページに掲載されている「基本高水の対象ハイドログラフ」を求める流出計算に用いた一次流出率、飽和雨量及びP値は、一級河川吉野川水系吉野川の基準地点である岩津（以下「岩津地点」という。）より上流の流域を二十五に分割した流域（以下「二十五流域」という。）の全てにおいて、それぞれ〇・五〇〇、百五十・〇〇ミリメートル及び〇・四〇〇であり、K値及び遅滞時間は、二十五流域ごとに、それぞれ、流域番号一が三十七・八〇、〇・五三時間、流域番号二が二十三・九〇、〇・一〇時間、流域番号三が三十・一〇、〇・一三時間、流域番号四が二十九・三〇、〇・一六時間、流域番号五が二十九・三〇、〇・一六時間、流域番号六が六十三・四〇、一・一七時間、流域番号七が二十三・六〇、〇・〇五時間、流域番号八が二十二・八〇、〇・〇二時間、流域番号九が五十・三〇、〇・一七時間、流域番号十が五十・三〇、〇・一七時間、流域番号十一が二十三・二〇、零時間、流域番号十二が二十三・二〇、零時間、流域番号十三が三十・七〇、〇・三〇時間、流域番号十四が二十五・三〇、〇・二三時間、流域番号十五が二十四・七〇、零時間、流域番号十六が二十四・六〇、

○・○六時間、流域番号十七が二十二・九〇、零時間、流域番号十八が二十三・七〇、零時間、流域番号十九が十八・七〇、零時間、流域番号二十が二十二・四〇、零時間、流域番号二十一が二十七・〇〇、〇・一一時間、流域番号二十二が三十九・四〇、〇・七五時間、流域番号二十三が四十四・三〇、〇・四六時間、流域番号二十四が五十三・五〇、一・五九時間、流域番号二十五が五十三・五〇、一・五九時間である。

二について

御指摘の「吉野川に関する補足説明資料」の五ページに「流出モデルの再現性の確認」として掲載されているグラフを求める流出計算に用いた一次流出率、飽和雨量及びP値は、岩津地点より上流の流域を二十六に分割した流域（以下「二十六流域」という。）の全てにおいて、それぞれ〇・五、八十三ミリメートル及び〇・四であり、K値及び遅滞時間は、二十六流域ごとに、それぞれ、流域番号一が三十七・八、〇・五三時間、流域番号二が三十七・八、〇・五三時間、流域番号三が二十三・九、〇・一〇時間、流域番号四が三十・一、〇・一三時間、流域番号五が二十九・三、〇・一六時間、流域番号六が二十九・三、〇・一六時間、流域番号七が六十三・四、一・一七時間、流域番号八が二十三・六、〇・〇五時間、流域

番号九が二十二・八、〇・〇二時間、流域番号十が五十・三、〇・一七時間、流域番号十一が五十・三、〇・一七時間、流域番号十二が二十三・二、〇・〇〇時間、流域番号十三が二十三・二、〇・〇〇時間、流域番号十四が三十・七、〇・三〇時間、流域番号十五が二十五・三、〇・二三時間、流域番号十六が二十四・七、〇・〇〇時間、流域番号十七が二十四・六、〇・〇六時間、流域番号十八が二十二・九、〇・〇〇時間、流域番号十九が十八・七、〇・〇〇時間、流域番号二十が二十三・七、〇・〇〇時間、流域番号二十一が二十二・四、〇・〇〇時間、流域番号二十二が二十七・〇、〇・一一時間、流域番号二十三が三十九・四、〇・七五時間、流域番号二十四が四十四・三、〇・四六時間、流域番号二十五が五十三・五、一・五九時間、流域番号二十六が五十三・五、一・五九時間である。

三について

御指摘の「吉野川に関する補足説明資料」の三ページに「近年の洪水による確認」として掲載されているグラフを求める流出計算に用いた一次流出率、K値、P値及び遅滞時間は、二についてで答えしただけであり、飽和雨量は、二十六流域全てにおいて百五十ミリメートルである。

四について

お尋ねの「前一、二、三、の結果より一つの事例として」の意味するところが明らかではないが、岩津地点における基本高水については、平成十七年の吉野川水系河川整備基本方針の策定に当たり、年最大流量及び年最大降雨量の経年変化、流量確率手法により求めた流量並びに既往洪水について計算した流量に照らした検証を行ったものであり、これらの検証は妥当なものであると考えている。